

先日、徳島県発達障がい者総合支援センター主催の研修会に参加してきました。「平成30年度災害時発達障がい者サポート体制強化事業」の一環で『災害時の心理的変化と支援の基本』として、講師先生のお話をお聞きしたり、防災グッズ等の紹介があったりと充実した研修会でした。

その会で、徳島県発達障がい者総合支援センターが発行している、『発達障がい者 知って備える！防災ハンドブック』をいただきました。今回はそこから抜粋して「1 災害を知ろう」をご紹介します。

## 大きな地震が起こったら・・・

### ①「電気が使えない」って、どんなこと？

●部屋の電気がつかない。(暗い)

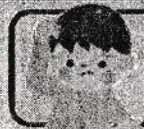
●電子レンジやIHが使えない。  
(温かいご飯が食べられない)



●テレビやDVDが見えない。  
●テレビゲームができない。  
●インターネットができない。



●エアコンが使えない。  
(暑い・寒い)



### ②「水が出ない」って、どんなこと？

●飲み水がない。



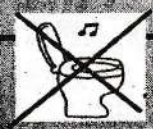
●手が洗えない。



●お風呂やシャワーが使えない。



●食器が洗えない。  
●トイレが流せない。



### ③「固定電話や携帯電話が使えない」って、どんなこと？

●家族や友達と連絡が取れない。  
●情報が伝えられない、伝わらない。  
●メールができない。  
●インターネットができない。  
●携帯ゲームができない。



### ④「道路が通れない」って、どんなこと？

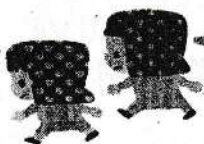
●道に危険なものがたくさんあるかもしれない。

●行きたい場所に自由に行けない。



●学校や会社、作業所などに行けない。

●買い物に行けない。  
●車が使えない。



これは、大変！！  
今できることを練習しておこう。

- カセットコンロで調理してみよう。
- 加熱せずに食べられるものを探してみよう。
- 手を水道で洗わずに、ウェットティッシュだけできれいに拭こう。
- 食器を使わずに、紙皿にキッチンラップをまいて使ってみよう。(一人1日1枚で)
- 水道を使わずに、一人ペットボトル1本(2リットル)の水だけで生活してみよう。
- 簡易トイレや屋外仮設トイレでも練習しよう。
- 非常持ち出しのリュックを背負って、避難場所まで歩いてみよう。

(いろんな道順で、いろいろな季節で、繰り返し、昼間だけでなく夜も)

**さあ、あなたが「今日からできること」を考えて、練習してみよう。**





## 様々な手続きについて

徳島市では、子育て支援課・子ども企画課等が「とくしま 子育てガイドブック さんぽ」、障害福祉課が「障害者福祉ガイドブック ふれあい」を発行しており、特別な支援が必要なお子さんに関する情報をまとめています。今回はその中から、よくご質問を受ける項目について抜粋してご紹介します。

### ◆療育手帳の交付

・・・【申請・交付窓口・問い合わせ】 障害福祉課 障害者福祉係 (088-621-5177)

<内容> 知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、判定機関での判定により認められた知的障害者(児)に対して交付され、様々な福祉サービスを利用するときに必要な手帳です。判定結果により、A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)・B2(軽度)の各区分に応じた徳島県発行の手帳が市役所経由で交付されます。

<判定機関> 18歳未満の人・・・徳島県中央こども女性相談センター(児童相談所)

### ◆障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)の利用

・・・【申請・問い合わせ】 障害福祉課 障害者支援係 (088-621-5171)

<内容> 心身に障害、または発達のおくれ等がある児童を対象とした事業所等で、訓練や支援を行うサービスです。

<利用の仕方> ①障害福祉課(市役所1階南館1階⑮番)の窓口で支給申請や聴き取り調査の予約を行う。

②心身の状況等について、聴き取り調査を行う。

③療育手帳等を取得または特別児童扶養手当を受給していない場合は、徳島県中央こども女性相談センターまたは保健センター等に、障害福祉課から意見書の作成を依頼する。

④申請者が障害児相談支援事業所と契約し、障害児支援利用計画案の作成を依頼する。

⑤利用計画案等の必要書類を障害福祉課に提出する。→ ⑥受給者証が発行される。

### ◆特別支援教育就学奨励費

・・・【問い合わせ】 教育委員会 学校教育課 学事係 (088-621-5414)

<内容> 徳島市立の小中学校の特別支援学級へ就学する(している)児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、その負担能力の程度に応じ就学のための必要な経費の一部を支給する制度。

★新年度の7月に希望調査を行い、希望者は書類と領収書を提出。

<受給資格> 徳島市に住所を有し、徳島市立小中学校に通っている以下の児童生徒の保護者が対象。

①特別支援学級に在籍している児童生徒。

②通常の学級に在籍している児童生徒のうち、徳島市の教育支援委員会で、特別支援学校で指導することが望ましいと判断された児童生徒。

③通級指導教室等に通級している児童生徒。

(通級に要する公共交通機関利用分の交通費のみ支給対象)

<新入学児童生徒学用品・通学用品購入費について>

新1年生のみに支給される新入学学用品費には、新たに入学する児童生徒が通常必要とする新入学にあたっての学用品(ランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、上履き、帽子等)の購入費用が該当します。支給を受けるためには、金額・日付・業者名の入った領収書(レシートも可)の提出が必要となります。現在の小学校6年生及び5歳児で、来年度特別支援学級へ入級する児童・幼児の保護者の方には、領収書またはレシートの保管をお伝えください。

### 小・中学校の先生方をお願い・・・引き継ぎシートを保護者が持参したら・・・

年明けの1月15日以降、来年度入学する児童生徒の保護者が、「引き継ぎシート」を持って来校されることがあると思います。対応される先生方をお願いです。

① お子さんのお名前、来校された方のお名前、お電話番号(後日面談日を調整するために)を聞く。

② 引き継ぎシートを両面コピーし、原本を保護者にお返しする。

③ 受け取った先生は、自分の名前を保護者に伝える。

④ 確実に校内担当の先生に引き継ぎ、面談の時間等の連絡を入れてもらう。

(引き継ぎシートをご提出くださった保護者の方とは必ず面談の時間をとってください。時期は学校によって異なりますが、原則は入学までにとなっています。) よろしく願いいたします。